

7. オフィス機器等

7-1 シュレッダー

(1) 品目及び判断の基準等

シュレッダー	<p>【判断の基準】 待機時消費電力が1.5W以下であること。 低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。</p> <p>【配慮事項】 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。

裁断モーターの出力が500W以上のもの

裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの

- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 3 「待機時消費電力」とは、電源を入れた状態で、裁断を行っていないときに消費される電力をいう。ただし、低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードにおける消費電力をいう。
- 4 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 5 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。
- 6 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。
- 7 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のシュレッダーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7 - 2 デジタル印刷機

(1) 品目及び判断の基準等

デジタル印刷機	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。 使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。</p> <p>【配慮事項】 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 低電力モード(一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。)及びオートシャットオフモード(一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。)への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
---------	--

- 備考) 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。
- 2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモピフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。
- 3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008 (電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率 (W)			
		A3 対応機		B4 対応機, A4 対応機	
		プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。

2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

3 「A3 対応機」、「B4 対応機」、「A4 対応機」とは、次による。

A3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの

B4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの

A4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの

4 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$

A：機械立ち上げ時の 1 時間における消費電力量 (Wh)

- 電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して 1 版目を製版し、 の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、 の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- 電源投入後速度変更はしない。

B：通常時の 1 時間における消費電力量 (Wh)

- A の測定終了後 1 版目を製版し、 の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、 の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、B の測定条件

1 版当たりの印刷枚数 200 枚 / 版

1 時間の製版枚数 2 版 / 時

1 時間の印刷枚数 400 枚 / 時

印刷速度 工場出荷時に設定された電源投入時の速度

テストチャート A4、画像面積比率 4~7%

標準印刷用紙 64g/m²の上質紙

測定時の環境条件 温度：21 ± 3 / 湿度：65 ± 10%

測定前に 12 時間以上放置

プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。

低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は 5 分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。

プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

(2) 目標の立て方

当該年度のデジタル印刷機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7 - 3 掛時計

(1) 品目及び判断の基準等

掛時計	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 太陽電池及び小形充電式電池（二次電池）を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。 太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。 一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。</p> <p>【配慮事項】 使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。
- 2 「通常の使用状態」とは、室内の開放された壁、柱等に掛けられて使用されている状態をいう。
- 3 判断の基準 における一次電池の電池寿命の求め方は JIS B 7026 による。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

(2) 目標の立て方

当該年度の掛時計の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。

7 - 4 電子式卓上計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子式卓上計算機	<p>【判断の基準】 使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

(2) 目標の立て方

当該年度の電子式卓上計算機の調達総量(個数)に占める基準を満たす物品の数量(個数)の割合とする。

7 - 5 電池

(1) 品目及び判断の基準等

一次電池又は小形充電式電池	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 小形充電式電池（二次電池）であること。</p> <p>【配慮事項】 使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。

2 「最小平均持続時間」は JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

形状の通称 (寸法:高さ・直径)	負荷抵抗 ()	最小平均持続時間	
		初 度	12 か月貯蔵後及び 使用推奨期限
単 1 形 (61.5mm・ 34.2mm)	1.5	520 分	465 分
	600mA(放電電流)	11 時間	9.9 時間
	10	85 時間	76 時間
	2.2	16 時間	14 時間
単 2 形 (50.0mm・ 26.2mm)	3.9(携帯電灯条件)	800 分	720 分
	400mA(放電電流)	8.0 時間	7.2 時間
	20	80 時間	72 時間
	3.9(モーター使用 機器・玩具)	14 時間	12 時間
単 3 形 (50.5mm・ 14.5mm)	43	60 時間	54 時間
	3.9	5.0 時間	4.5 時間
	100mA(放電電流)	15 時間	13.5 時間
	250mA(放電電流)	5.0 時間	4.5 時間
	1000mA(放電電流)	220 回	195 回
	1,500mW 650mW	40 回	36 回
	24	33 時間	29 時間
単 4 形 (44.5mm・ 10.5mm)	3.3	190 分	170 分
	5.1(携帯電灯条件)	130 分	115 分
	24	14.5 時間	13.0 時間
	5.1(モーター使用 機器・玩具)	2.0 時間	1.8 時間
	75	44 時間	39 時間
	600mA(放電電流)	170 回	150 回
100mA(放電電流)	7.0 時間	6.3 時間	

(2) 目標の立て方

当該年度の電池（単1形から単4形）の調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。